### 西東京市地域の安全を守る会会則

会　則　の　例

（名称）

第１条　本会は、西東京市地域の安全を守る会という。

（目的）

第２条　本会は、西東京市内の○○地区が犯罪のない安全なまちとなるように、次の各号に掲げる防犯パトロール等の防犯活動を行うことを目的とする。

(1) ○○地区の防犯パトロール

　(2) 駅前における朝の声掛け運動

　(3) 夜間のコンビニ等にたむろする少年達への声掛け運動

　(4) 防犯用チラシ、ポスターの作成

　(5) 防犯意識啓発のための講演会の実施

　(6) その他地域の安全に関する防犯活動

（事務所）

第３条　本会の事務所は、西東京市○○町、西東京太郎方に置く。

（会員）

第４条　本会の会員は、西東京市○○町に居住し、本会の目的に賛同して入会した者を正会員、西東京市○○町において事業を営む者で、本会の目的に賛同して資金援助等の協力をする者を賛助会員とする。

（入会金及び会費）

第５条　正会員は、総会において定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

２　25歳未満は、年会費を半額とする。

（退会）

第６条　会員は退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

２　各会員が次のいずれかに該当する時は、当該正会員は退会したものとみなす。

　(1) 死亡したときまたは解散したとき

　(2) 正当な理由なく会費を期日までに納入しないとき

（除名）

第７条　会員が本会の目的に反する行為が認められた場合、役員会の審議を経て除名する。

（役員等）

第８条　本会に次の役員（会長・副会長・監事）及び役職を置く。

　(1) 会長　　　１名

　(2) 副会長　　１名

　(3) 監事　　　２名

　(4) 事務局長　１名

　(5) 会計　　　２名

　(6) 会計監査　２名

（役員の職務）

第９条　会長は西東京市地域の安全を守る会を代表し、会を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　監事は、本会の事業及び会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

（役員及び役職の選任）

第10条　役員は総会で選任する。

２　前項の規定にかかわらず、役員が任期途中で欠けた場合は、後任者を会長が選任し、次期総会に報告する。

３　事務局長及び会計は、会長が指名する。

（役員の任期）

第11条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、役員の欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会議）

第12条　本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し議長を勤める。

２　総会は、年１回開催し、必要に応じ臨時総会を開催することができる。事業計画、事業報告、予算、決算、会則の改正、その他の重要な事項を審議する。

３　役員会は、会長・副会長・監事・事務局長・会計をもって構成し、総会に付議する事項を審議する。

４　総会及び役員会は、その構成員の過半数（委任状を含む）が出席しなければ開くことができない。

５　会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（会計及び会計年度）

第13条　本会の会計は、年会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

２　年会費の額は、総会において定める。

３　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

附則

　この会則は、令和　年　月　日から施行する。